平成２２年（フ）第５６０号
愛媛県松山市星岡１丁目４番６号　メゾンアステール201号
債務者　森　　宏光
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６９号
愛媛県松山市北斎院町905番地21
債務者　新改　久子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５７７号
愛媛県松山市高砂町２丁目１番地１　むつみビル203号
債務者　和田　由佳
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５４号
福岡県飯塚市川島285番地　ＣＯＺＹ川島Ｂ
債務者　竹下　　尚
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１５７号
福岡県田川郡福智町赤池371番地61
債務者　福井紀美子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１６３号
福岡県田川郡福智町伊方2425番地
債務者　村山めぐみ
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２８号
長崎県壱岐市郷ノ浦町麦谷触1788番地、旧住所長崎県佐世保市金比良町10番30号
債務者　大浦　清満
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第２３７号
宮崎県日向市大王町１丁目48番地３
債務者　中山　明世
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２３８号
宮崎県日向市大王町１丁目48番地３
債務者　中山　勘治
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６３号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目2378番地21
債務者　金井　經行
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５４９号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目14番47号
債務者　揚野　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目14番19号　コーポ米山201号
債務者　山口　沙織
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７４９号
鹿児島県鹿児島市西俣町1315番地１
債務者　石丸　　昇
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
長野県上田市中央３丁目７番12号、前住所長野県上田市上田2030番地１　リーブ北斗Ａ棟201号
債務者　田中　竜太
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２２５号
長野県千曲市大字桜堂497番地１　コートハウスＫ204号
債務者　西澤　　正
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１８５７号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字茶屋前22番地の２
債務者　髙橋　初美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８２号
京都市伏見区新町12丁目310番地の３
債務者　石原　政美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係